

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年1月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第2号

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

北九州市建築基準法施行細則（昭和46年北九州市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「病院」の次に「又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）」を加え、「又は」を「若しくは」に、「有し、かつ、」を「有するもの又は」に改め、「もの」の次に「（階数が3以上であるものに限る。）」を加える。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(特殊建築物の指定)</p> <p>第8条 法第12条第1項の市長が指定する建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）の用途に供する建築物で、地階若しくは3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの（階数が3以上であるものに限る。）</u></p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>(特殊建築物の指定)</p> <p>第8条 法第12条第1項の市長が指定する建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 病院の用途に供する建築物で、地階又は3階以上の階にその用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>(4)～(6) 略</p>